

# 令和7年第11回農業委員会議事録

令和7年11月26日

長瀬町農業委員会

## 令和7年第11回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年11月26日  
開催年月日 令和7年11月26日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時 分 事務局長 常木 真人  
閉会時刻宣告者 14時 分 事務局長 常木 真人  
会 長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第4区域 野口 稔
10	松本 高正		

### ○欠席委員

7	井上ゆかり	第3区域	須賀 勤
---	-------	------	------

議事参与者 事務局長 常木 真人 主 任 小川 竜太  
主 任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1件について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (4) 議案第4号 買受適格証明願について
- (5) その他

- ・次回委員会開催日程について

## ◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和7年第11回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

## ◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長 皆さん、こんにちは。

あつという間に冬になりまして、特に朝晩寒いですが、インフルがとてもはやっていて周りで感染されている方も多いと思いますので、ご注意いただきたいと思います。

11月5日、長瀬幼稚園のサツマイモの収穫につきまして、ご協力いただきました委員の皆様、どうもありがとうございました。

また、11月16日には研修会として、キューピーの収穫体験圃場とそれからドリームフェスタ、ご参加いただきましてありがとうございます。

また、昨日は秩父郡市協議会の会長・事務局長の視察研修がございまして、私と常木課長で参加してまいりました。視察場所は山梨県北杜市農業委員会の総会の席にお邪魔して傍聴をさせていただきました。ポイントは全員がタブレットを持って会議を進めているということです。ペーパーレス化の効果もありますけれども、一番のポイントは、委員の皆様が現地確認とか現地調査へ行ったときに、目の前の土地が、ボタン一つクリックすれば、面積だとか、農振地域だとかの情報がぱっと一覧ですぐ出てきます。もともとその推進といいますか、各市町村で国からの補助金の下に各農業委員会が始めているところですが、なかなか全員に持たせるだけの予算が各市町村は厳しいということで、秩父市でも難しそう、うちも御多分に漏れず、常木課長に相談したらとても無理だと言われているので、ちょっと羨ましい限りでした。

北杜市は、委員が推進委員を混ぜて47名の大世帯で、かなり大きかったです。なので、審議も一括で説明して、3条だけでも10以上出ていましたけれども、それを全部説明して、決議も一括してなんです。ちょっと時間に追われてやっているなという感じがいたしました。羨ましかったのはそのタブレットですね、全員の方が使えるという環境はすばらしいなと思いました。

それでは、今日の議題ですけれども、1号から4号までですので、慎重審議をよろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

---

#### ◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が井上委員、また、須賀推進委員よりありましたので、報告させていただきます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

先ほど挨拶で申し上げたとおり、昨日、秩父郡市協議会の視察研修に事務局長と2人で参加しました。山梨県北杜市の農業委員会を傍聴いたしました。

また、11月23日、勤労感謝の日に宝登山神社において恒例の産業祭が開催され、出席いたしました。

---

#### ◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

9番、齊藤喜久夫委員、10番、松本高正委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に9番、齊藤喜久夫委員、10番、

松本高正委員を指名いたします。

---

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件についてを議題とします。

農地法第3条、番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

譲受人の住所・氏名、—————、———さん、譲渡人住所・氏名、—————、———さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地が—————、地目は畑で、33平米の1筆です。権利の内容が贈与による所有権移転となります。

ページの下に案内図と公図がありますので、確認をお願いします。場所は、井戸中郷区内、法善寺の南側100メートルほどに位置する畑となります。

申請者の状況についてですが、今回、譲渡人と譲受人、こちらは親子になりまして、父から子への生前贈与といった形になります。従事者としては本人とお父さん、年間従事日数が本人20日、すみません、資料の訂正なんですけど、お父さんが130日です。

次に、資金計画については、贈与のためありません。

計画農地の利用状況としては、現在、譲渡人の———さんが畑として耕作を継続して行っている状況であります。資料の裏面に写真のほうがございます。今もこの敷地内にネギが植わっておりまして、作付計画としてはネギやサヤエンドウ、あとは1本ビワの木が生えているので、こちらの作付を引き続き行う予定ということです。

農地の状況については、駅から500メートル以内にある農地のため、中山間事業の関係の農地のため、第2種農地と判断されます。その他としては県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域に当たり、主要地方道長瀬・玉淀自然公園線に接している農地であります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

6番、鈴木智子委員の説明をお願いします。

○6番鈴木智子委員 11月20日に現地の視察に行っていました。場所につきましては、事務局の説明のとおりなんですけれども、以前、近くのお宅に住んでいて、家族で引っ越されたということで、大分遠いところから静雄さん自体も今もその場所の作業に来ているということなんです。息子さんも見ると——というか、——のほうになっていますので、なかなか来れないなという懸念はあるのですけれども、農地としてやっていきたいというお話で、できる限り——さんがまだ面倒は見るそうなんです。その場所を農地としてやっていきたいというふうなお話でしたので、問題ないかと思います。

ただ、場所的に県道沿いなんですよね。それで前に持っていたお宅が西向かいのお宅で、そこにちょっと車を止めているようなんですけれども、渡るのに危ないなという感じもあることはあります。ただ、ここのところ、井戸の地域もイノシシですとか鹿ですとか結構出ていますので、その対策もしたいというか、ちょっとかなり低い柵をつくってはいたのですけれども、どうなのかなという感想はありました。ただ、きれいに今もネギですとかいろんなものが植わっていますので、きちんとやっていただけるかなと思いますので、そんな状況です。よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

鈴木智子委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、野口稔委員の説明をお願いします。

○野口 稔委員 11月20日に、事務局の大谷さんと農業委員の鈴木さんと現地確認に行ってきました。

場所は先ほど事務局の大谷さんが言ったとおり、法善寺から南寄りの左側に畑がある、今現状、畑も作られているということです。

鈴木さんから説明があったとおり、自宅は、もともと井戸の人なんですけれども、いろいろ事情があって、お父さんは——のほうへ引っ越して、家は今貸している。道の反対側が畑で、小さいところで、週に二、三回ですか、——から通ってお父さんがやっているということで、先ほど鈴木さんが言ったとおり、生前贈与になるので特に問題はないかと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 野口稔委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっと質問するけれども、前、——さんは私と同級でよく知ってい

るんですけれども、あそこは家、自分でつくっているのではなかったでしたか。

○6番鈴木智子委員 お家は今、人に貸しているそうです。

○9番齊藤喜久夫委員 貸しているんですか。

○6番鈴木智子委員 今貸しているそうです。

○9番齊藤喜久夫委員 何か事情があって——へ行っているということなんですか。分かりました。

ただ、今議題にあったとおり、30日とか130日と書いてあるけれども、実際、そんなにできるのかねというだけです、すみません。

以上です。

○6番鈴木智子委員 今見るとネギとか、あまり手がかからないようなものが植わっている感じなんです。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。あそこに家をつくって、たしか前この農業委員会にかけた経過があったので、それで何で——なのかなと疑問に思ったんです。分かりました。すみません。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

---

◎農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1件について

○議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1件について議題とします。

農地法第5条、番号1、——氏所有の農地を——の——

—氏が駐車場へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請、番号1について説明いたします。

本件のように農地法第5条により農地転用の許可後、その後に計画面積等の変更が生じる際に用いられる申請となります。案件の状況に応じて手続の内容が変わりますが、今回議案第2号と、次に行われる議案第3号、こちらは関連して行われる手続となります。

それでは、番号1について説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_さん、譲渡人住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん。

申請土地の表示ですが、所在は\_\_\_\_\_、地目が畑、面積が317平米の1筆です。転用の目的が駐車場で、権利内容は賃借権の設定となります。

次に、下に公図、案内図がありますので、ご確認をお願いします。

こちらは、申請の事由について、当初駐車場予定地ということで申請を行い、工事のほうを進めておりましたが、その中で予定地内の左側の部分、西側の部分に、公図のほうにあるのですが、\_\_\_\_\_の細長い土地がございます。こちらがまた別の方が所有している畑ということであったため、今回、駐車場としての用を供するためにこちらの畑の部分も駐車場として転用して行う必要が生じてきたため、今回の計画内容、こちらの畑を含めた面積で変更を行うことと、次の議案第3号で行う農地転用の手続を併せて行うことで駐車場としての用を完成させる目的で申請が出ているものであります。

農地転用の許可状況については、許可年月日が令和7年3月24日、許可指令番号は指令秩農審第5-127号、転用目的は駐車場です。

裏面ページに申請地の配置図と現況写真のほうがございます。

駐車場の配置のほうは配置図のような形になっておりまして、現況写真、こちらのほうだと分かりづらいのですが、この奥に細長い畑が、この砂利で隠れているのですけれども、その中に入っているような状況となります。

農地の状況について、区域はその他の区域となります。農地については300メートル以内に駅や役場が存在する農地のため、第3種農地と判断されます。その他の情報については自然公園の普通地域にあり、町道本中53号線に接している農地であります。

以上で説明を終わります。

○議長 ちょっと分かりにくいかと思えますけれども、資料が間違っただけ、これ、議案第3号ではなく、議案第2号ですね。2号につきましては計画変更申請のことで、議案第3号につ

いては変更でなくて、新たに許可申請と、同じところなんです。ちょっと分けて審議をしますので、最初に議案第2号の説明をさせていただきました。

これより本件に対する質疑を行います。

問題ないですか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、計画変更適当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は計画変更適当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1件についてを議題とします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を、———、———氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人の住所・氏名、———、———、———さん、譲渡人、———、———さん。

申請土地の表示ですが、———、地目は田、面積は151平米の1筆です。

転用の目的がこちらも先ほどと同様、駐車場となります。

権利の内容は賃借権の設定となります。

下に案内図、公図があります。こちらも図面と案内図と同じですが、場所が先ほどお話をした細長い1筆です。裏面のほうに写真のほうがあるのですが、このような形で、ここに進める段階ではこの部分だけ畑で、また別の方の所有であることが判明しまして、砂利をここまでで止めた段階で置いているというところですね。

今回の申請の目的としては、工事を進める上でこの土地が発覚しまして、駐車場としての維持及び畑としての維持、双方の両立が現状困難なため、こちらを5条の申請により転用し、

駐車場として整備していくために今回の申請に至ったといったところです。

資金計画については、賃借料、年——円、砂利等を入れる造成費用——円となり、資金調達は自己資金となります。

農地の区域の別等は先ほどと同様、その他の区域で、第3種農地、自然公園の普通地域にあり、町道本中53号線に接している農地であります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 野原です。説明させていただきます。

11月19日水曜日なのですが、事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所についてですが、場所は事務局の説明にあったとおり、ふれ愛ベース西側、ちょうど向かいにある場所です。

現地についてですが、現地を見ましたら、申請地を含む当初の駐車場計画地には、次の議案第3号に上げられる——の畑まで砂利が敷き詰められている状況であります。また、計画変更の原因となった西側の細い畑を維持しつつ、駐車場を整備することは難しいと思われるため、計画変更は致し方ないと考え、問題がないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

先日11月19日に農業委員の野原さん、それから事務局の大谷さんと現地確認を行いました。

写真で見たり、先ほどの前回の説明のとおり、現地は——駐車場と——の——さんの所有する土地の間にありまして、この写真で見るように幅が大体1メートルくらい、長さが50メートルくらいの南北に長い土地でございます。——と一体として活用するのがベターだと考えます。有効活用を図っていただければ無駄はない土地の利用になるかと思えます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

松本委員。

○10番松本高正委員 面積の151の内51ではなくて、これは151というのはずっと続いている中の切ったところということですか。

○事務局 そうですね。

○10番松本高正委員 全面積ではないということですか。

○事務局 そうですね、全面積はないところでしたので。

○事務局 分筆していないかもしれないので、それはちょっと確認させてもらって。

○10番松本高正委員 使えるのは51。

○事務局 そうですね、南側の部分だけ。

○10番松本高正委員 使いたいところだけを。

○事務局 そうですね。また分筆の状況は改めて私のほうも確認はさせていただきます。

○事務局 実際には残るほうが100ないですよ。面積が狭くなると思うので、実際は登記上の面積と……

○事務局 もしかしたら、151平米の中に入るのも……、この場所が公図のほうもかなり特殊な状況になっていまして、公図のほうで——の下に空欄の土地があるのですけれども、これは地番がちゃんと振ってあるんですけれども、ここだけ別の図面になっていまして。

○事務局長 字界というか、ちょっと合わないようなところみたい、合わないという大変なだけども。

○事務局 直すことも困難なので、そうですね、一応課税の部門と建設部門と測量士さんのほうで一度公図は何とかならないかという話はされていたようなんですけれども、そこは難しいというところで。

○10番松本高正委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ちょっと面積も、その点については確認させていただきます。

○議長 もう一度確認を、ちょっとあやふやなところがあるので。

○事務局 51.09というのは間違いない。

○議長 本人も少し家庭菜園のようなものをやりたいと……、駐車場でいいでしょう。

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

---

◎買受適格証明願について

- 議長 次に、議案第4号 買受適格証明願について議題とします。  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号 買受適格証明願についてご説明いたします。

こちらは買受適格証明なんですけど、これは裁判所の競売や税務署の公売になった物件、その農地の入札に参加するために農地法の許可を受ける見込みである者ということを確認するための書類でありまして、この証明を受けるためには農業委員会にこちらの買受適格証明願が提出される流れとなっております。今回、農地を耕作目的で取得する場合、今回のような場合ですと農地法第3条の買受適格証明願になります。ほかの用途ですね、農地以外に転用する目的で取得する場合は農地法第5条の買受適格証明願となります。

こちらの適格証明が農業委員会で審議された結果、適格者であると判断された場合、証明書を発行する流れとなります。5条の場合ですと、県が決定し発行する流れとなります。

競売もしくは公売で農地が落札された場合、農地法第3条、もしくは第5条の許可申請を改めて行うものとなります。今回は耕作目的で取得するための買受適格証明書が提出されました。

それでは、ご説明します。

番号1、申請者住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん、証明を受けようとする土地の表示ですが、所在地、\_\_\_\_\_、地目が畑、面積が598平米です。

こちらの下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

こちらは下宿区内のフジマートから東側約100メートルの場所です。以前、蓄電池の許可申請があった土地の東隣となります。

次に、農家の状況です。石橋さんが所有する耕作農地、自己所有及び借入地を合わせて4,000平米、農業従事者についてはご本人と奥さん、従事日数についてはほぼ300日ずつとい

うことです。

作付計画については、こちらにあるようにキュウリ、ナス、ジャガイモ、サツマイモを来年以降作付予定ということで考えているそうです。

農地の状況については、その他の区域となり、区分については駅から300メートル以内の農地であるため第3種農地と判断されます。その他の情報としては、自然公園の普通地域にあり、接道についてはこちらは公図にはあるのですが、認定外道路に接している農地となります。

あとは裏面のほうに現地の写真もございます。この草の中が今回対象となっている畑となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

最初に、適格証明とはという資料の一番最初に1番から5番まで細かい字であります。この1番と2番をよく見ていただければご理解できると思いますので、要は競売に参加するのに適格かどうかを農業委員会として証明するということですので、この——さんが実際にその土地を耕していただけるかどうかを農業委員会として証明するということになります。

それでは、番号1に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか。

申し訳ないのですけれども、これは競売に参加する人の——さんという方は適格証明を受けたいと、競売だから、どなたでも証明……、例えばこの案件に対してAさん、Bさん、Cさんって複数人が来たとしても、農業委員会としては全員が適格者であれば証明を出せる、そういうことでいいわけですね。競売そのものは関係ない。

○議長 そうそう。参加ができるかどうかの。

○9番齊藤喜久夫委員 販売は高い人が落とすようになるからということによろしいわけですね。

○事務局 はい。

○議長 ほかに質疑はございますか。

要は——さんが適格かどうかということなんですけれども、実際今までやっている情報は聞いているのでしょうか。

○事務局 令和3年のころ……

○事務局 前回審議にかかったのが、そうです、令和3年、4年前ですね、そのときも——さ

ん、同じ方が買われたということで、また新しい農地を、前回があったからなのか、耕作はされているということ。

○議長 ということです。

○9番齊藤喜久夫委員 4反歩あれば、だから、生産者として認知している人ではないみたいな感じがするので、それは関係ないかもしれないけれども。

○議長 私も知らないですが、事務局に聞いたら、一応農業はやられていて。

○9番齊藤喜久夫委員 かなりの面積があれば、結構な量の生産になるわけですよね。キュウリだ、ナスだ、ジャガイモだと言っても、そういうことからすると目的が違うのではないかなという感じがするんですよ。疑ってもしようがないんだけど、これだけ面積が普通あれば、結構な生産の農家という、対外的には見られるのではないかなと思うんだけど、鈴木さんあたりも知らない、近くでいて知らないということになるとどうなのかねという疑問がありますね。だから拒否というわけではないんですよ。だから、そういうのも農業委員会でどこまで介入していいか分からないんだけど、違う目的でやっているような意図が見えるような感じがしたので、ちょっとした……

○事務局 あとは土地の状況としてなんです、接道が認定外道路しかないの、少なくとも……

○9番齊藤喜久夫委員 野菜ではないよという話ね。

○事務局 そうですね、あとは仮に入る赤道のほうも大分雑草が生えていまして、本人も以前、申請された際に道の状況、建設課のほうでも赤道ですよということで話はしているので、そのご説明に確認に来たときには、赤道ならでは通りやすいようにそこの部分は草を刈ってもいいということでお話はしていたので。

○9番齊藤喜久夫委員 これだけ見ると、一生懸命農業をやっている方だから適格証明を出しても構わないと思うけれども、そういう実績を周りの人から、評判はあくまで裏づけにならないかもしれないけれども、あまり一生懸命やっているように見えないので、そこはただなんです。

○事務局 そうですね、少なくとも以前所有されている土地も、それ以外の目的で使っているという話は聞いてはいないですね。

○9番齊藤喜久夫委員 この間、蓄電池の隣と言ったよね。そういうことにはしたくないなという意味もあったのでね。

○事務局 そうですね、今回蓄電池の場所と畑の間に、図面で言うと――の……、2筆隣に――

——、以前出た土地の表示がありますので、ちょっとその間にまた別の方の——という土地とあと赤道があるので、まとめて、そうですね、続いて何かされるという可能性は低いのかなというところですね。

○9番齊藤喜久夫委員 疑ったら切りがないので。

○事務局 場所は、ここの写真を撮るまでも結構うっそうとしたところを入れるので、確かに気にされるのも分かるというところなんです。

○議長 私も全く同感で、この面積がちょっと気になるんです。ただ、実際に買われたところを農地として利用しているということなので、それをもって今回はいいかなと思ったんです。

○10番松本高正委員 いいですか。

○議長 はい。

○10番松本高正委員 農業委員会が証明書を出すわけですね。

○事務局 はい。

○10番松本高正委員 そうすると資格、適格という条件って何かあるんですか。今言ったような実績があるのが大儀みたいだけれども。

○議長 ここで皆さんがいいと言えればいいんです。

○10番松本高正委員 数字的なものとか、具体的なそういう何か決められたものはないですか。線引きされたようなものというのは。

○事務局 そうですね、前回の記録のときも特に数字の面積要件などの話は……

○事務局 俗に言う3条の際に取得する要件ということですね、150日以上耕作ができて、かつ農機具などもあり、そういった作付計画がしっかりしていることということが条件になるかなとは思いますが。ちょっといろいろ考えると……

○9番齊藤喜久夫委員 ご本人と奥さんが300日も働いていて、4反歩もあって、通常だったら、大量な生産ができるわけですよ。

○事務局 まあ、そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 だけれども、周りの農業者が何も認知してないという、知らないよというのでは怪しいよね。これだけ見ちゃうとしようがないのかなという部分もありますので、難しいです。

○事務局 そうですね、あとはほかの所有農地がこれ町外の畑も含まれているから。

○9番齊藤喜久夫委員 ああ、なるほどね、町外でしょうね。

○事務局 前回取得されたのが所有の3,800のうちの800から900平米を手に入れたという。

○坂上健司委員 奥さんの名前は分かる。

旦那の名前だから、奥さんの名前でないんだ。

○9番齊藤喜久夫委員 ——さん、そういえば奥さんの名前で出ているわ、直売所で。

○事務局 ——さん。

○9番齊藤喜久夫委員 そうそう。

ではよかった。それだったら分かります。

○事務局長 ——さんです。

○坂上健司委員 奥さんの兄弟なんだよ。向こうを買ったのではないか。本当は場所が欲しいのだって、本人は。その——さんならね。ただ、これは親父さんの名前だから、旦那の名前は知らないからちょっと聞いたのだけれども。——さんの名前だったら同級生で、分かりますよ。今直売に出していますから。

○9番齊藤喜久夫委員 私も分かりました。——さんの名前だったら分かります、名札を見ますから。長瀬の中の人というのは大体分かるから。直売所へ出しているか、出さないか。

失礼しました。奥さんの名前だったら分かる。

○事務局 確かに窓口に来たときに奥さんの名前はよく言っていた。

(発言する者あり)

○議長 それでは、よろしいようで。

以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は、申出のとおり、適当と認めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は申出のとおり、承認いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、12月の委員会日程でございます。12月の委員会日程は、資料の次第に書いてありますとおり、12月25日木曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、12月25日木曜日、午後1時30分からといたします。

なお、農振協議会につきましては、この後行いますので、農業委員の皆さんに併せてご出席をお願いいたします。

事務局からほかに何かございますか。

○事務局 まず、先月の農地転用5条1件の許可状況ですが、こちらは先週、県のほうから許可決定の通知がきましたので、今交付の処理のほうの手続を行っております。

次に、何名かの委員さんには前回の研修のときにちょっとお話をしたのですが、今年8月、太陽光発電の5条の許可申請のありました本野上の——さんが所有していた農地ですね、こちらの5条の転用についてですが、その後、ソーラーパネル、譲受人のほうの会社のほう、代理人の方から取下げの申出をしたいということでご相談がありまして、昨日、取下げ願が出されましたので、明日あたり県のほうに取下げの進達を行う予定であります。採算が取れないということでやめますということのお話がありました。なので、また今の畑の状況で現状そのままといった形になるということになります。

では、委員会の許可申請の状況は以上になります。

---

◎閉 会

○事務局長 それでは、慎重審議ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和7年第11回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時15分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年11月26日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 齊 藤 喜 久 男

署名委員 松 本 高 正